平成２９年（フ）第１２号
沖縄県名護市宮里６丁目10番12―301号　ペンショントーマ
債務者　仲原さやか
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第２８号
山口県宇部市草江１丁目１番21―１号、従前の住所山口県宇部市相生町６番５―501号
債務者　吉野　豊和
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３１号
山口県山陽小野田市大字郡1584番地６、従前の住所山口県美祢市秋芳町岩永本郷1088番地17（旦の岡団地Ｂ―５号）
債務者　佐々木勇治
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４６号
長野県塩尻市大字広丘高出2173番地14　吉江アパート101
債務者　井上貴和子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１４号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地の１　森の里荘９棟610号、従前の住所名古屋市緑区大高町字藤塚29番地の２　グリーンハイム大高101号
債務者　吉田　　茜（旧姓川久保）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０号
神戸市北区君影町２丁目１番49―504号
債務者　橋本　史郎
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２８号
神戸市兵庫区佐比江町10番地の１
債務者　山崎　洋二
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８号
神戸市北区ひよどり台３丁目７番地69棟406号、従前の住所神戸市北区ひよどり台４丁目２番地の９
債務者　福原　美希（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１号
山口県下関市長府川端２丁目６番10号　レジデンス川端　101号、前住所山口県下関市勝谷新町２丁目１番９号
債務者　中上　雄貴
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
熊本市中央区本山４丁目８番29号
債務者　米村　誠子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２号
熊本市北区龍田２丁目31番145号
債務者　宮城　正美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
神奈川県伊勢原市沼目３丁目２番５号　サンモール石井206号
債務者　長谷　舞香
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３号
大分県竹田市大字門田457番地
債務者　廣瀬　正勝
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第３７１号
名古屋市守山区太田井５番53号　トリヴァンベール小幡205号
債務者　藤たかしこと　藤森　　正
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２７号
愛知県半田市仲田町１丁目８番地　エンドレスハイツＮＡＫＡＤＡ203号
債務者　磯部　雅洋
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５７号
愛知県瀬戸市西松山町１丁目132番地の１　藤和シティコープ西松山302
債務者　白瀬　幸徳
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
和歌山県海南市大野中559番地
債務者　石田　真也
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係